

文化芸術交流

お問合せ窓口 | 文化事業部企画調整チーム

☎03-5369-6026 arts@jpf.go.jp

1 海外派遣助成

申請書略号: Q-DACS

担当: 文化事業部事業第1チーム/第2チーム

日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において舞台公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成します。

申請資格

以下のいずれかに該当する日本国内の団体又は個人。

- (1) 海外から招請を受けており、文化芸術分野において日本国内を拠点に活動している団体又は個人
- (2) 上記団体・個人の海外での文化芸術事業を企画・制作する団体

対象事業

- (1) 事業内容：以下のいずれかの事業。

ア 演劇、音楽、舞踊、民俗芸能等の舞台公演

イ 日本文化（スポーツを含む）に関する講演、デモンストレーション、ワークショップ等

※日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受けている事業については、本プログラムで助成を受けることはできません。

※海外で展覧会を開催する場合は、「海外展助成」(p. 11~12) をご参照ください。

※日本と諸外国との間の共通課題、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話事業やセミナー等を行う交流事業については、「知的交流会議助成」(p. 32~33) をご参照ください。

※日本国内の青年や学生の団体、地域社会に根ざした社会的活動を行うグループやNPO等が実施する国際対話・交流活動については、「地域リーダー・若者交流助成」(p. 31~32) をご参照ください。

※ASEAN10か国に関する市民・地域レベルの交流事業については、「アジア・市民交流助成」(p. 38) をご参照ください。ASEAN10か国に関する文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業については「アジア・文化創造協働助成」(p. 39~40) をご参照ください。

- (2) 事業期間：

【第1回募集】2017年4月1日以降に開始（日本を出発）し、2018年3月31日までに完了（日本に帰国）する事業。

【第2回募集】2017年10月1日以降に開始（日本を出発）し、2018年3月31日までに完了（日本に帰国）する事業。

助成内容

以下の経費の一部を助成します。

- (1) 国際人員移動費：往復航空賃（エコノミークラス割引運賃）
- (2) 貨物輸送費

採用実績（参考）

第1回募集 採用91件／応募230件（平成28年度）

選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 3をご覧ください。
- (2) 提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- (3) 以下のような事業については、相対的に高い評価が与えられます。

- ア 複数国・都市への巡回を効率よく行う事業
 - イ 公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の実施回数が複数計画されている事業
 - ウ 国際芸術祭、周年事業等に関連する事業（p. 3 参照）
 - エ 日本との文化芸術交流の機会が著しく少ない国・地域との交流を促進する事業
 - オ 紛争・災害からの復興、平和構築、環境等、世界の共通課題に文化芸術を通じて取り組む事業
 - カ 活動（内容・成果）を外部に向けて積極的に発信する事業
- (4) 以下のような事業については、優先順位が低くなります。
- ア 同一年度内に既に国際交流基金の助成を受けている申請者の事業
 - イ 事業成果が特定のグループ・個人に限られる事業
 - ウ 観光、研究活動等、文化芸術事業以外の活動を主体とする事業
 - エ 姉妹都市間又は学校間交流等、特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする事業
 - オ 趣味的サークルや同好会による事業
 - カ 現地主催者の経費負担が著しく少なく、申請者の自己負担の割合が極端に大きい等、予算計画にバランスを欠いた事業

申請締切

【第1回募集】2016年12月1日（消印有効）

（2017年4月1日以降に開始（日本を出発）し、2018年3月31日までに完了（日本に帰国）する事業が対象）

【第2回募集】2017年6月1日（消印有効）

（2017年10月1日以降に開始（日本を出発）し、2018年3月31日までに完了（日本に帰国）する事業が対象）

結果通知

【第1回募集】2017年4月

※4月に出発する事業に関しては、助成金の支払が事業実施後となる可能性もある点、ご注意ください。

【第2回募集】2017年9月

2 パフォーミング・アーツ・ジャパン(北米)

申請書略号:QH-PAJ NA
担当:文化事業部事業第1チーム

以下の点を目的として、日本の優れた舞台芸術を紹介する事業（巡回公演または共同制作）のための経費の一部を助成します。

- ・米国、カナダの非営利の芸術プレゼンターが、域内でのネットワークを活用しつつ、広く日本の舞台芸術を紹介する機会を促進すること
- ・大都市だけでなく、日本の舞台芸術に触れる機会の少ない地域でも事業を拡大していくこと
- ・日本の舞台芸術に関する総合的理解を深めるための教育・研修の機会を、現地の舞台芸術専門家や一般市民へ提供すること
- ・日米及び日加の舞台芸術家による共同制作を推進すること

対象国

米国、カナダ

助成内容

以下の経費の一部を助成します。

- (1) 国際航空賃（エコノミークラス割引運賃）、北米内人員移動交通費、滞在費・日当
- (2) 公演団の出演料等
- (3) その他（リハーサル経費、貨物輸送費、保険料、劇場経費、翻訳料、資料作成費等）